

司法ソーシャルワークを弁護士が行うということについて（私見）。

まずは、報道されていた内容です。

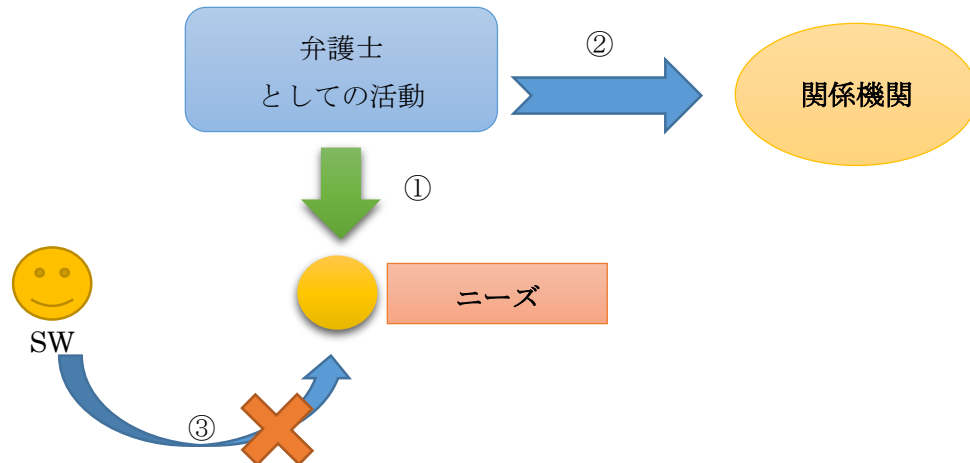
⇒<http://mainichi.jp/select/news/20140108k0000e040220000c.html>

近年では、弁護士が福祉や行政などの関係機関と連携して問題解決に乗り出す「司法ソーシャルワーク」と呼ばれる取り組みが進んでいる。

「弁護士が問題解決に乗り出し」というところがポイントです。しかし、記事には詳しいことが書いていません。

私なりに考えてみました。すると、次のようなことが起こっているのではないのでしょうか。

- ① 弁護士活動【訴えにのり、訴訟などの相談にのる。弁護活動を行う】を行う際に、ダイレクトに弁護士活動ではないが、当事者のニーズがあるために、何とかしようとする。
- ② そこで、記事にあるように、「生活苦から万引きや無銭飲食を繰り返す高齢者や知的障害者を巡っては、弁護士が捜査や公判の段階で福祉による保護を確約し、執行猶予判決などを得て服役を回避する取り組み」を行う。つまり、福祉や行政などの関係機関と連携する。



- ③ 他方、このニーズは生活問題であり、ソーシャルワークとしてニーズに対応する必要がある。しかし、社会福祉制度としては確立されていない。そのため、そこに対応することは少ない。
- ④ 利用者のニーズに対応することは必要である。その対応は「社会福祉士法」では社会福祉士が行うことであるが、業務独占ではないので、弁護士が行うことは問題ではない。

- ⑤ 上にある「生活苦から万引きや無銭飲食を繰り返す高齢者や知的障害者」への対応は、老人福祉法や介護保険法に規定されている業務ではない。また、知的障害者福祉法や障害者総合支援法にも規定されていない。
- ⑥ このため、法に規定されていないことは、しなくてもよい。
- ⑦ しかし、ニーズがあるのであれば、ソーシャルワーカーとしては、ニーズに対応することは必要であるが、行われていない。
- ⑧ そこで、必要性を感じている弁護士が本来ソーシャルワーカーが行うべきことに取り組んでいる。

このようなことではないでしょうか。

ここで、整理。上記のことは必要であるが、弁護士が行うことを「司法ソーシャルワーク」と言ってよいのかということです。

ただ、本来弁護士が行う業務範囲ではないのかも知れません。必要に応じて行う仕事です。あるいは、弁護士業務の関連業務なのかも知れません。でも、それは、弁護士業務あるいは弁護士業務の拡大領域です。

他方、ニーズがあるのだからソーシャルワーカーとしてニーズに対応する必要があります。なので、制度的機能ではなく代替的機能として取り組み、必要なら制度化したりサービスの創設をするべきです。

このように考えると、現在の状況としては、ニーズに対応できていないということ。それに対して社会福祉士等のソーシャルワーカーがどれくらい関わっているのかということです。できていないから弁護士が行っているとも考えられます。

既にソーシャルワーカーは関わっているが、弁護士側からも連携に取り組む必要があるということかも知れません。

とにかく、司法ソーシャルワークとは何なのかを明らかにしていく取り組みが求められているということです。

今回のように、現実的な動きがあるにもかかわらず、それに対応できていないということに注目しておく必要があります。また、その問題への対応を行うには制度的な対応ができていないということもあります。